

【別紙】

●地区計画等の区域内における基準

	虹ヶ丘	翠ヶ丘	桂ヶ丘	桜ヶ丘		西可児駅	可児駅東		工業団地	
敷地面積の最低限度	200㎡	230㎡	230㎡	低層専用①	180㎡	165㎡	駅前商業①	100㎡	—	
				低層一般①			駅前商業②			
				近隣センター			沿道商業			
				低層専用②	230㎡		近隣商業	130㎡		
				低層一般②			低層住宅東・西			
壁面の位置の制限	1.0m ※1	1.5m ※2	1.5m ※3	近隣センター	1m ※4	道路境界線より 1m・1.5m ※5	道路境界線より		道路境界線より	1m
				その他	1.5m ※4		駅前商業①②	0.5m ※6	隣地境界線より	0.5m
建築物の高さの 最高限度	—	—	—	—		—	沿道・近隣商業	20m	—	
							低層住宅東・西	100㎡		
建築物等の 形態の制限	—	コンテナを利用した建築物は建築してはならない。				—	駅前商業①・②	0.5m ※7	—	
							沿道・近隣商業・ 低層住宅東・西	1.0m ※7		

※1 別棟の車庫又は物置で、軒の高さが2.3m以下かつ、壁面の位置の制限の距離に満たない部分の床面積の合計が10㎡以内の建築物または建築物の部分についてはこの限りではない。

※2 次の各号に掲げる建築物についてはこの限りでない。

(1) 別棟の車庫又は物置で、同一境界線への壁面の投影の長さの合計が次のいずれかに該当するもの。

(イ) 当該境界線の長さの2分の1以下であるもの

(ロ) 10m以下であるもの

※3 次の各号に掲げる建築物についてはこの限りでない。

(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下かつ、壁面の後退距離が0.5m以上であるもの

(2) 別棟の車庫又は物置

※4 次の各号に掲げる建築物についてはこの限りでない。

(1) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が5m以下かつ、壁面の後退距離が0.5m以上であるもの

(2) 別棟の車庫又は物置で、同一境界線への壁面の投影の長さの合計が次のいずれかに該当するもの

(イ) 当該境界線の長さの2分の1以下であるもの

(ロ) 10m以下であるもの

※5 高さが5m以下の別棟の付属車庫及び物置についてはこの限りでない。 条例制定項目

※6 高さが3mを超える壁面部分についてはこの限りでない。

※7 建築物の地盤面の高さは、前面道路の最も高い位置から数値以下とする。

●景観計画の区域内における景観形成基準

市内全域

・届出の対象となる行為（高さ10mを超える建築物又は、事業区域面積が1,000㎡以上の敷地にある建築物の建築）

【色彩】

建築物の外壁の色彩は表に適合させること。（マンセル表色系による）

※表以外の色彩をアクセントとして使用する場合は、壁面面積の10％まで対象外とする。

【有彩色】

色相	明度	彩度
赤・黄赤・黄	2以上	7以下
その他	3以上	6以下

【無彩色】

色相	明度	彩度
N	2以上	—

【緑化】

事業区域面積が1,000㎡以上3,000㎡未満の場合は、敷地の3％以上の緑地を確保すること。

元々々利景観形成重点地区

・届出の対象となる行為（建築物の新築又は、外観の過半を変更する建築物の増築、改築若しくは移転）

【色彩】

建築物の外壁の色彩は表に適合させること。（マンセル表色系による）

※表以外の色彩をアクセントとして使用する場合は、壁面面積の10％まで対象外とする。

【有彩色】

色相	明度	彩度
赤・黄赤・黄	2以上	7以下

【無彩色】

色相	明度	彩度
N	2以上	—

【建築様式】

屋根は勾配屋根

【高さ】

10m以下